

2016年 電通共済生協グループ 共済のご案内

パンフレット兼重要事項説明書



制度内容等の詳細については、「契約のしおり」の規約・細則を必ずご確認ください。

「契約のしおり」は、電通共済生協ホームページからダウンロードをお願いします。

冊子での受領を希望される場合は、所属の組合・組織にお申し出ください。

（ なお、Myセーフティは、電通共済生協が保険契約者となって、加入者を代表して保険会社と保険契約を締結する団体契約となっているため、「契約のしおり」の交付等は行いません。保障内容等、制度内容の詳細につきましては、本パンフレット記載内容をご参照ください。 ）

電通共済生協は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金の積立てを行なっています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行なっています。

電通共済生協は、引き続き健全な経営に努めていくとともに経営に関する情報開示を積極的に行なっていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりした個人情報を厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

16-T12433(平成28年4月作成)

電通共済生協グループ
3つの魅力！

営利を目的としない共済！

メンバー・シップによる
お手頃な掛金で
充実の保障！

利用者
約35.2万人による
スケールメリット！



My セーフティ 抜粋版

火災共済・自然災害共済
(すまいる)
生命共済 交通災害共済
(おまかせ)
(ささえ)

電通共済生協コールセンター
0120-211-114

●受付時間:AM9:00～PM5:30(土・日・祝日を除く)

<http://www.dentsu-kyosai.or.jp/> 
電通共済生協 検索 QRコード

契約引受団体： 電通共済生協
電気通信事業者共済生活協同組合

医療・傷害<Myセーフティ>^{*}

ユーザサポートコールセンター

0120-141-175

●受付時間:AM9:00～PM5:30(土・日・祝日を除く)

<http://your-support.co.jp/> 
ユーザサポート株式会社 検索 QRコード

引受保険会社(弊社)： TOKIO MARINE NICHIDO 東京海上日動

マイカー共済

マイカー共済コールセンター

0120-309-028

●受付時間:AM9:00～PM5:30(土・日・祝日を除く)

<http://www.dentsu-kyosai.or.jp/> 
電通共済生協 検索 QRコード

契約引受団体：全労済
(全国労働者共済生活協同組合連合会)

この「パンフレット兼重要事項説明書」は、共済のご契約に際して、共済制度の内容を理解していただくために必要な項目【契約概要】および、ご契約内容に関する重要な項目のうち、特にご注意いただきたい項目【注意喚起情報】を掲載しております。ご契約前に必ずお読みいただきお申しあげください。
また、この「パンフレット兼重要事項説明書」は、ご契約に関する全ての内容を掲載しているものではありません。ご契約後には、「パンフレット兼重要事項説明書」と合わせ、規約・細則を掲載した「契約のしおり」(Myセーフティを除く)を必ずご確認いただけますようお願いいたします。

医療・傷害<Myセーフティ>と生命共済<ささえ愛>のセット加入で充実の基盤保障!

病気による入院・手術はもちろん、先進医療のリスクもカバー

① <Myセーフティ> 医療保障

引受保険会社(幹事): 東京海上日動火災保険株式会社

保障内容

保障期間中の病気による入院・手術をされた場合等に
保険金をお支払いします。

(介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます)



被保険者等(保険の対象となる方など)

ご加入いただける方 (おひとりずつ加入となります)	本人	配偶者	子ども
被保険者 (保険の対象となる方)	組合員本人	組合員の配偶者	組合員の子ども (同居・別居および婚姻歴にかかわらず)
新規・増口加入できる方	2016年12月1日現在、満5歳以上満65歳以下で 「健康状態等告知書」に該当しない方 ※質問3を除く		
更新加入	満79歳まで更新できます。		

- 本人が加入されない場合でも、配偶者・子どもは「健康状態等告知書」の質問に回答のうえご加入いただくことができます。
- 配偶者・子どもは「本人」の加入口数を上回って加入することができます。
(例:本人1口加入／配偶者2口加入)
- 「健康状態等告知書」は、申込書記入例に記載しています。「健康状態等告知書」に該当する場合は、新規加入および増口することができません。なお、すでにご加入されている口数の範囲内で更新する場合(減口含む)は、健康状態告知の必要はありません。
- Myセーフティ医療保障は、キャンペーン期間以外の保障期間の中途での増口はできません。

保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金

[保障期間:1年間、団体割引:30%]

■1口タイプ ■オススメ! ■2口タイプ

入院の保障		日額 5,000円 × 入院日数 (1入院60日/通算制限無し)	日額 10,000円 × 入院日数 (1入院60日/通算制限無し)
手術等 の 保 障	重大手術*1	200,000円	400,000円
	入院中の手術	50,000円	100,000円
	入院中以外の手術	25,000円	50,000円
放射線治療の保障		50,000円	100,000円
先進医療の保障		5万円～305万円	10万円～610万円

*1重大手術は右ページの欄外をご確認ください。

※右記はご加入者1名あたりの掛金になります。
掛金は、保険の対象となる方の2016年12月1日時点の満年齢が適用されます。

※新規にご加入いただく場合は満65歳までとなります。

※医療保障については、加入者1人あたり1タイプの加入となります。
配偶者・子どもが電通共済生協組合員の場合はご注意ください。

※医療保障においては、キャンペーン期間以外の保険期間の中途中でご加入者からの申し出による保険金額の増口等はできません。

※2016年12月1日時点の満年齢で適用される掛金の引落しは2017年2月からとなります。保障期間内に誕生日を迎ても掛金額の変更はありません。

月払掛金

被保険者年齢	1口タイプ	2口タイプ
5～9歳	280円	560円
10～14歳	250円	500円
15～19歳	290円	580円
20～24歳	430円	860円
25～29歳	470円	940円
30～34歳	490円	980円
35～39歳	520円	1,040円
40～44歳	570円	1,140円
45～49歳	760円	1,520円
50～54歳	1,000円	2,000円
55～59歳	1,400円	2,800円
60～64歳	2,030円	4,060円
65～69歳	2,760円	5,520円
70～74歳	3,780円	7,560円
75～79歳	4,720円	9,440円

○保障のあらまし (医療保障) P.42「2016年12月1日始期契約からの主な改定点」も併せてご参照ください。

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この保障については、死亡に対する保障はありません。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「引受保険会社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院 保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数一疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>*※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では0とされています。</p> <p>*2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では60日とされています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ●保険の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ●精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ●アルコール依存および薬物依存 ●むちうち症や腰痛等で、医学的の他覚所見のないもの ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等
疾病手術 保険金	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <p>・重大手術(詳細は欄外ご参照): 疾病入院保険金日額の40倍</p> <p>・上記以外の入院中の手術: 疾病入院保険金日額の10倍</p> <p>・上記以外の入院を伴わない手術: 疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術(時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等)があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることができます。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 *3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
放射線治療 保険金	<p>病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</p> <p>▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	
先進医療 特約	<p>病気やケガによって、保険期間中に先進医療を受けられた場合</p> <p>▶先進医療の技術に係る費用に応じて疾病入院保険金日額の10倍～610倍の額をお支払いします。</p> <p>*「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。</p>	

*「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院

・退院後、その日を含めて180日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

*「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)

①がんに対する開胸・閉胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・閉腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

※右記はご加入者1名あたりの掛金になります。

掛金は、保険の対象となる方の2016年12月1日時点の満年齢が適用されます。

※新規にご加入いただく場合は満65歳までとなります。

※医療保障については、加入者1人あたり1タイプの加入となります。

配偶者・子どもが電通共済生協組合員の場合はご注意ください。

※医療保障においては、キャンペーン期間以外の保険期間の中途中でご加入者からの申し出による保険金額の増口等はできません。

※2016年12月1日時点の満年齢で適用される掛金の引落しは2017年2月からとなります。保障期間内に誕生日を迎ても掛金額の変更はありません。

医療保障は2口タイプがおすすめ!～生命共済<ささえ愛>とのセット加入でさらに充実の基盤保障～

ポイント1 差額ベッド代や日用品の購入など、入院1日あたりの自己負担費用は平均21,000円と言われています。

出典: 公益財団法人生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」

ポイント2 先進医療にかかる費用は全額自己負担となります。 (公的医療保険制度の給付対象外です。)

出典: 平成27年1月15日厚生労働省「第26回先進医療会議資料」

先進医療の例	平均費用
重粒子線治療	約309万円
陽子線治療	約264万円
自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法	約176万円

医療・傷害(Myセーフティ)と生命共済(ささえ愛)のセット加入で充実の基盤保障!

交通事故や地震などあらゆるケガをまとめて保障

②<Myセーフティ>傷害保障

引受保険会社(幹事): 東京海上日動火災保険株式会社

保障内容

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こるさまざまな交通事故を含む「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に対応!

こんな「ケガ」を保障します!



被保険者等(保険の対象となる方など)

ご加入いただける方

組合員本人

	本人 ^{*1}	本人の配偶者	本人・配偶者以外のご家族
被保険者 (保険の対象 となる方)	本人型	○	×
夫婦型	○	○	×
家族型	○	○	○ ^{*2}
家族型(配偶者を除く)	○	×	○ ^{*3}

*1 組合員本人のことをいいます。

*2 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。

*3 「本人の同居の親族(配偶者を除く)」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。

*上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*上記の統柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

*上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して保険会社が直接内容を確認させていただくことがあります。

「同居」とは、同一家庭に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。

*家族型・夫婦型の保険の対象となる方が本人が死亡した場合、保険期間の終了まではご本人部分の保障を除く契約として取り扱うことができます。

保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金

【保障期間:1年間、団体割引:30%】

Myセーフティ傷害保障は3口タイプ(入院日額15,000円、通院日額4,500円)が限度となります。

天災危険保障あり^{*1}

保険金額	タイプ▶		1口タイプ	2口タイプ	3口タイプ
	入院日額	通院日額	5,000円	10,000円	15,000円
	手術	入院中	50,000円	100,000円	150,000円
		入院中以外	25,000円	50,000円	75,000円
		死亡・後遺障害 ^{*2}	100万円	200万円	300万円

月払掛け金	タイプ▶		1口タイプ	2口タイプ	3口タイプ
	本人型	夫婦型	740円	1,480円	2,220円
	家族型		2,880円	5,760円	8,640円
	家族型(配偶者除く)		2,190円	4,380円	6,570円

*1 天災危険保障とは、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ」の保障のことをいいます。

*2 後遺障害保険金は程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いいたします。

○保障のあらまし(傷害保障) P.42「2016年12月1日始期契約からの主な改定点」も併せてご参照ください。

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外因性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払いの対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受け保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*1}または先進医療^{*2}に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。^{*3}</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します)。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*3 通院しない場合であっても、医師等の治療により以下に掲げる部位の骨折等のためにギブス等^{*1}を常時装着した期間についても「みなし通院」として、通院した日数に含めます。①長管骨または脊柱②長管骨に接続する三大関節部分。ただし長管骨を含めてギブス等を装着した場合に限ります。③肋骨・胸骨。ただし体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。なお、手指や足指(中手骨・中足骨を含みます)のケガにつきましては、ギブス等で固定した場合も、上記「みなし通院」の対象とはなりません。</p> <p>*1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帶、胸部固定帶、肋骨固定帶、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</p>	

医療・傷害〈Myセーフティ〉と生命共済〈ささえ愛〉のセット加入で充実の基盤保障!

自転車事故による高額賠償等、日常生活におけるさまざまなリスクをカバー

③〈Myセーフティ〉オプション(組み合わせ自由)

引受保険会社(幹事): 東京海上日動火災保険株式会社

※ 各種オプションは組合員本人が医療保障・傷害保障のいずれかにご加入いただいた場合にご加入いただけますが、**オプションだけのご加入はできません。**

個人賠償責任保障 **オススメ!**

国内の損害賠償事故について「示談交渉サービス」があります。

保障内容

国内外を問わず、日常生活中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、法律上の賠償責任を負った場合に保障します。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行ないます。

日常生活のさまざまなリスクを保障します!

飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった



買い物中に高価な商品を落として壊してしまった



打ったゴルフボールで誤って他人にケガをさせてしまった



保険金額と月払掛金

1事故限度額 無制限(国外1億円) (免責金額なし)	100円
--	-------------

保障期間: 1年間
団体割引: 30%

自転車事故ももちろん保障! 自転車事故の高額賠償事例

自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった



**賠償額*1
9,521万円**

事故の概要

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)

*1 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

出典: 一般社団法人日本損害保険協会ホームページ

携行品損害

保障内容

国内外を問わず、外出先で携行品が損壊、盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に保障します。
(紛失・置き忘れ等は除きます。)

外出先でカバンを盗難されてしまった



外出先でスーツケースを壊してしまった



プレー中にゴルフクラブをダラッて折ってしまった



保険金額

保険期間中限度額 30万円 (免責金額 5,000円)	120円
---	-------------

保障期間: 1年間
団体割引: 30%

ホールインワン・アルバトロス費用

保障内容

国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用を保障します。(国内のみ)

原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。



保険金額

1事故限度額 50万円 (免責金額なし)	本人型 350円 夫婦型 530円 家族型 840円 家族型(配偶者を除く) 660円
------------------------------------	--

保障期間: 1年間
団体割引: 30%

借家人賠償責任保障

保障内容

国内の借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、**貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に**、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、上記の他、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も保障します。



※示談交渉は東京海上日動では行ないません。

保険金額と月払掛金

1事故限度額 (免責金額なし)	月払掛け
1,000万円	200円
2,000万円	380円
3,000万円	560円
5,000万円	920円
1億円	1,820円

保障期間: 1年間
団体割引: 30%

その他のオプション

※詳しい保障内容はパンフレットP.32・33「保障のあらまし」をご覧ください。

・受託品賠償責任保障

・住宅内生活用動産

保険の対象となる方の居住の用に供される住宅内に所在し、保険の対象となる方が所有する生活用動産が対象となります。なお、以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。
・保険の対象となる方の単身赴任先
・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先

〈各オプションの被保険者(保障の対象となる方)の範囲〉

オプション	加入タイプ
個人賠償責任保障 受託品賠償責任保障	家族型
携行品損害 ホールインワン・アルバトロス費用 住宅内生活用動産	本人型・夫婦型・家族型・家族型(配偶者を除く)のいずれかを選択
借家人賠償責任保障	本人型(組合員本人が居住する借用戸室)

〈加入タイプ別の被保険者の範囲〉

被保険者 (保障の対象となる方)	本人型	本人の配偶者	本人・配偶者以外のご家族
	○	×	×
夫婦型	○	○	×
家族型	○	○	○ ^{*2}
家族型(配偶者を除く)	○	×	○ ^{*3}

※上記の統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*1 組合員本人のことといいます。

*2 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。

*3 「本人の同居の親族(配偶者を除く)」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。

※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して保険会社が直接内容を確認せさせていただくことがあります。「同居」とは、同一家庭に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無を問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。

※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了までにはご本人部分の保障を除く契約として取り扱うことができます。

※賠償責任に関する保障において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

○保障のあらまし（オプション） P.42「2016年12月1日始期契約からの主な改定点」も併せてご参照ください。

■賠償責任に関する保障

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任保障特約	<p>国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任^{*)1}）によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両^{*)2}または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*)3}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は保障の対象なりません。</p> <p>*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>
借家人賠償責任保障特約	<p>国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も保障します。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。</p>	<p>ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・心神喪失によって生じた損害^{*)1}</p> <p>・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害^{*)1}</p> <p>・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害^{*)1}</p> <p>・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害^{*)1}</p> <p>等</p> <p>*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用については、保障の対象となります。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合				
受託品賠償責任保障特約	<p>国内外で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶損害額（損害賠償責任の額）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額^{*)1}を限度とします。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは保障の対象となりません。</p> <p>・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物・植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 ・データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害</p> <p>等</p> <p>●ご加入いただく場合の掛金・保険金額 【保障期間:1年間、団体割引:30%】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掛金（月々）</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120円</td> <td>保険期間中限度額 20万円（免責金額5,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	掛金（月々）	保険金額	120円	保険期間中限度額 20万円（免責金額5,000円）
掛金（月々）	保険金額					
120円	保険期間中限度額 20万円（免責金額5,000円）					
携行品特約	<p>国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額^{*)1}を限度とします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは保障の対象となりません。</p> <p>・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券（小切手は含みません。）等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物・植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物</p> <p>等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害</p> <p>等</p>				

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財^{*1}に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>ただし、損害額は時価額^{*2}を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取扱費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは保障の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先</p> <p>*2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 <p style="text-align: right;">等</p>

●ご加入いただく場合の掛金・保険金額 **[保障期間:1年間、団体割引:30%]**

掛金(月々)	保険金額
本人型	1,040円
夫婦型	1,060円
家族型	1,110円
家族型(配偶者を除く)	1,090円
保険期間中限度額 500万円(免責金額5,000円)	

■費用に関する保障

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>●同伴競技者および同伴キャディ等^{*1}の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等^{*1}のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</p> <p>●記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等^{*2}を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その内で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を保障する他の保険契約にご加入いただいている場合には、保障内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用者や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティーのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用者である場合、その保険の対象となる方が実際に使用しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・バーチャルゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p style="text-align: right;">等</p>

このパンフレットは**団体総合生活保険**の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お申し込み方法

▶加入者資格

●電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下、「電通共済生協」といいます。)の組合員

▶お申し込み方法

●加入手続き

新規ご加入の方、ご加入内容の変更をご希望される方は、加入申込書にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。
現在ご加入中の内容にて更新(変更せず継続)される方につきましては、申込書の提出は不要です。

●保障期間の開始

2016年12月1日前0時から保障開始となります。
ただし、更新契約は午後4時からとなります。(更新契約における増口等の加入内容変更も午後4時からの保障となります)
なお、中途加入の場合は加入申込書提出月の翌々月1日の午前0時から保障開始となります。

●掛金お支払い(12回払い)

	払込方法	払込開始時期
現職組合員	賃金控除のみ(毎月控除)	保障開始月の2ヶ月後の賃金から控除開始
退職組合員	口座振替	保障開始月の2ヶ月後から振替開始(毎月振替)

2ヶ月続けて掛金控除が不能となった場合は、原則として保険会社に対して解約手続きをとりますのでご了承ください。
※Myセーフティは月払のみです。年払・半年払はありません。

▶お手続き停止期間について

中途でのご加入およびご加入内容の変更(解約を含む)については、以下の期間お手続きの受付を停止いたしますのでご了承ください。

【受付を停止する期間】

中途加入: 5月下旬～11月中旬

加入内容変更: 6月下旬～11月中旬

※新入社員募集・キャンペーン対応は除きます。

本取り扱いはキャンペーン前の一定期間とキャンペーン期間中に、システム管理上キャンペーン申込書のデータ生成・印字内容との整合をとるため、中途加入・加入内容変更・解約について受付を停止させていただくものです。
期間等の詳細については取扱代理店ユアサポート株式会社のホームページをご確認ください。

▶加入者票について

今回のご加入内容に基づいて、保障開始月の翌月を日付に加入者票を送付いたします。加入者票は大切に保管してください。

〈ご注意〉

- ・現在ご加入の方につきましては、ご加入の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入中の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
- ・加入者票は、電通共済生協ご登録の住所への郵送となります。住所に変更があった場合は、所属の組合または組織にお申出ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の事項についてご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、取扱代理店ユアサポート株式会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額(ご契約金額)、免責金額(自己負担額)
- 保障期間(保険のご契約期間)
- 掛金・掛け払い込み方法
- 保険の対象となる方

2. 加入申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- すべての方がご確認ください。
 - 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認いただきましたか?
 - 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいてますか?
- 医療保障にご加入の方はご確認ください。
 - 加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか?
 - 保険の対象となる方によって「健康状態等告知」欄に正しく告知・署名いただいているか?
- 傷害保障にご加入の方はご確認ください。
 - 加入申込書の「職業・職務」欄は正しく記載されていますか?
 - (「職業・職務」別の職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください)

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか? 特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務(ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出してください義務)・通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡してください義務)」、「保障の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。例えば、個人賠償責任保障特約をご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

組合員ご本人の職種級別(「職業・職務」)をご確認ください

以下の職種級別区分表をご参照のうえ、加入申込書へ「職業・職務」の記載をお願いします。

職種級別(「職業・職務」)区分

◎職種級別(「職業・職務」)A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種

◎職種級別(「職業・職務」)B⇒下表に該当する職種を職業としている場合

(なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業者」の方々は級別Aとなります)

級別Bに該当する職種 主な例(いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます)			
建設作業者	・大工 ・とび工 ・左官 ・配管工 ・測量作業者	農林業作業者	・農耕作業者 ・植木職・造園師 ・育林・伐木作業者 ・養蓄作業者
自動車運転者	・バス運転者 ・タクシー運転者 ・貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者(クレーンやパワーショベル等) ・二輪自動車の運転者	漁業作業者	・漁労作業者(船長・航海士等も含む) ・潜水漁師 ・水産殖作業者
		採鉱・採石作業者	・採掘作業者 ・じゃり・砂・粘土採取作業者 ・ダム・トンネル掘削作業者
		木・竹・草・つる製品 製造作業者	・製材工 ・合板工 ・木工 ・木彫工 ・船大工

以下のお仕事(「職業・職務」)に変更となる場合には、保険会社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除せざるを得ないことがあります。詳細は、ご加入の代理店または、保険会社までお問い合わせください。オートスター(テスラドライバー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーやマッチメーカーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事(「職業・職務」)

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 医療・傷害<Myセーフティ>にお申し込みいただく皆様へ

[マークのご説明]

契約概要 ご加入いただく保険の特に重要な情報です。

注意喚起情報 お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

お申し込み時にご確認いただきたいこと

- ・ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ・ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この保険は、電通共済生協をご契約者とし、電通共済生協の組合員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる保障、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる保障および主な特約の概要等

基本となる保障の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 保障の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任保障特約 ●借家人賠償責任保障特約 ●受託品賠償責任保障特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約
●ホールインワン・アルバトロス費用保障特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。医療保障においては、保険期間の中途でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません。

5. 保険期間および保障の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および保障の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 掛金の決定の仕組み

掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、パンフレット等をご確認ください。
なお本パンフレットに記載の掛金は募集実績等に応じて変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 掛金の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 掛金の一括払込みが必要な場合について

ご加入者の加入部分*1に相当する掛金が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等に、そのご加入者の残りの掛金を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※保険期間の開始後、掛金の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て掛金を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、掛金を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することができますのでご注意ください。

※医療保障が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや保障対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、後記「8.告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての保障をいいます(例えば、加入内容変更による変更掛金を払込みいただけない場合、変更掛金を払込みいただけない保障だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての保障が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 告知義務

加入申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

*告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「1.通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は保障によって異なることがあります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本保障・特約	傷害保障	医療保障
生年月日	★	★	
性別	—	★	
職業・職務*1	☆	—	
健康状態告知*2	—	★	

※すべての保障について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。
 *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 *2 新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。
 *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

[医療保障の「告知」(健康状態等告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態等告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることができます(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります)。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載しております。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます*5。

●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これを支払うことはできません*6(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます)。

*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*5 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することができます。

*6 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例) 「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

契約概要

9. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

10. 保険金受取人

[傷害保障]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型保障(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

注意喚起情報

11. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・保障内容や掛け金が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の掛け金については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の掛け金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合や保障対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。

お申し込み後にご注意いただきたいこと

注意喚起情報

1. 通知義務等

[通知事項]

加入申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの通知事項は、前記「8.告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての保障共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいたく必要がありますが、保険期間の終了時までは保険を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいたいたした場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約されるとき

契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で掛け金を返還、または未払掛け金を請求*1することができます。返還または請求する掛け金の額は、掛け金の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する掛け金があっても、原則として払込みいただいた掛け金から既経過期間*2に対して「月割」で算出した掛け金を差し引いた額よりも少くなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛け金が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害保障・医療保障においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、保障の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の保障の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の掛金]

掛け金は、保障ごとに、更新日現在の年齢および掛け金率等によって計算します。したがって、その保障の更新後の掛け金は、更新前の掛け金と異なることがあります。

[保険対象外となる病気・症状を設定してお受けしている場合]

医療保障において、更新前契約に保険対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態等告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、保険対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お受けをお断りさせていただくことや保険対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の保障内容を拡充する場合]

医療保障において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することができます。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入申込書等記載の内容]

更新加入申込書等に記載している加入者情報(ご加入者[電通共済生協の組合員]の氏名[ふりがな]、個人コード、所属等)について確認いただき、変更があれば所属の組合または組織にお申し出ください。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

その他ご注意いただきたいこと

1. 個人情報の取り扱い

注意喚起情報

●保険契約者である電通共済生協は引受保険会社に本加入申込書等に関する個人情報を提供いたします。電通共済生協、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社、きらら保険サービス株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険・共済引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なっています。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を電通共済生協、他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を引受保険会社、契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害保障で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつた場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

保障内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害保障、賠償責任に関する保障、財産に関する保障、費用に関する保障	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで保障されます。
医療保障		原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4. 引受保険会社について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約（医療保障については、東京海上日動火災保険株式会社単独の引受けとなります。）であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にてご確認ください。

○東京海上日動火災保険株式会社（幹事）、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、日新火災海上保険株式会社

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は
パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

注意喚起情報

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

 0570-022808 <通話料有料> PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

事故(保険金請求事由)が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに(医療保障については30日以内に)取扱代理店ユアサポート株式会社ホームページ(<http://your-support.co.jp>)にアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。事故報告をいただいた後、東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配させていただきます。

- 賠償責任に関する保障において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。**また、過去の保険金支払い状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会をさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。**
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する保障においては引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。
- 賠償責任に関する保障において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

〈万一事故にあわれた際のお手続き方法〉

1 まずは事故報告

ユアサポート株式会社ホームページ(<http://your-support.co.jp>)にアクセスいただき、事故受付ページから、詳しい状況のご報告をお願いいたします。

2 必要書類のご手配

事故報告をいただいた後、東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配させていただきます。

3 保険金請求書・ 必要書類のご返送

保険金請求書の必要事項をご記入いただき、その他必要書類とあわせて返送用封筒にてご返送ください。

4 保険金のお支払い

保険金請求書の内容にもとづいて保険会社から保険金をお支払いさせていただきます。

重要

2016年12月1日始期契約からの主な改定点

1. 2016年12月始期契約の約款の主な改定点

(1) みなし通院(通院保険金)の規定の明確化

みなし通院の対象となる「ギブス等」の定義を明確化します（ソーター、テーピング等支払対象外の固定具を明記します）。詳細は28ページをご覧ください。

(2) 賠償責任に関する保障の保障範囲の拡大

個人賠償責任保障、受託品賠償責任保障等において、賠償事故を起こした被保険者が責任無能力者の場合に、その方の親権者や監督義務者を被保険者に追加します。詳細は30ページをご覧ください。

(3) 受託品賠償責任保障・携行品損害・住宅内生活用動産の免責規定の改定

画像表示装置（液晶ディスプレイ、スマートフォン等）の単独損害の免責規定を廃止します。

※但し、携帯電話、ノート型パソコン等に対する損害は保障の対象外となります。

(4) 個人賠償責任保障の免責規定の緩和

従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責していましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故も保障の対象とします。

2. 保険金請求時の必要書類のご提出等について

過去の保険金支払状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会等をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。